

粉じん特定施設(茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第4)

番号	施設等
1	活性炭の原料製造に用いる素灰製造施設
2	繊維製品の製造に用いる動力打綿機及び動力混打綿機(設置場所が隣地から50メートル以上離れている場合を除く。)
3	農薬工場に設置される製造施設及び包装施設
4	窯業土石製品の製造に用いる包装施設(処理能力が1時間につき1トン以上であるものに限る。)